毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税別）一箇年　一六、〇〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第千四百九号
平成十五年八月二十一日
木曜日

目次

告示

○結核予防法に基づく医療機関の指定……………五三三
○保安林の指定の解除の予定……………五三三
○土地収用事業の認定……………五三三

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五三四
○砂利採取業務主任者試験の実施……………五三四
○大規模小売店舗の新設に関する届出（二件）……………五三五
○大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………五三六
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（二件）……………五三七

公安委員会

○遊技機の型式の検定……………五三七

告示

山梨県告示第四百二十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北崎秀一

名称	所在地
竜王リハビリテーション病院	中巨摩郡竜王町万才二百八十七番地
社団法人山梨県薬剤師会会営甲府北薬局	甲府市美咲二丁目十番十六号

山梨県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北崎秀一

一　解除に係る保安林の所在場所
甲府市平瀬町字後澤二一三五の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三　解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北崎秀一

一　起業者の名称
学校法人山梨学院
二　事業の種類
山梨学院大学アメリカンフットボール場拡張事業
三　起業地
収用の部分　甲府市横根町字矢下地内
使用の部分　なし
四　事業の認定をした理由
1　法第二十条第一号要件
山梨学院大学アメリカンフットボール場拡張事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第二十一号に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校に関する事業であることから、法第二十条第一号に該当する。
2　法第二十条第二号要件

学校法人山梨学院（以下「法人」という。）は、学校教育法第二条第一項に基づき学校を設置することができる私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人である。また、法人の理事会において本事業についての財政措置の決定がなされており、起業者が本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3　法第二十条第三号要件

㈠　山梨学院大学アメリカンフットボール場は、法人が設置した学校の運動場として平成九年に整備し、主にアメリカンフットボール部の練習施設として現在まで使用しているが、部員数の増加等により施設が狭あい化し、使用に支障を来している。また、法人が所有する他の運動場もその他のスポーツクラブ活動等で使用されており、活用することは困難な状況である。このため、現在の施設の隣接地を新たに取得し、充分な広さの敷地を確保し、アメリカンフットボール部の練習及び対外試合、日常の体育授業等でも使用しようとするもので、アメリカンフットボール技術のさらなる向上及び大学スポーツの推進が図られるとともに、地域のスポーツ振興にも寄与することとなるなど、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

㈡　本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微であると考えられること。

㈢　起業地は、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

㈣　本事業の事業計画は、アメリカンフットボールのルールに基づき、施設の使用方法等から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としていると認められること。

㈤　㈠から㈣までの理由により、本事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4　法第二十条第四号要件

本事業は、部員数の増加等により施設が狭あい化し使用に支障を来している現施設の拡張事業であり、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5　結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五　法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

甲府市役所都市計画課

公　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北　崎　秀　一

一　申請のあった年月日　平成十五年八月六日

二　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1　名称　特定非営利活動法人　富士薬膳研究会

2　代表者の氏名　橘田友春

3　主たる事務所の所在地　富士吉田市上吉田九百番地

4　定款に記載された目的

この法人は、現在の食生活と健康の関りに危惧を持つ人々に対し、薬膳の学習・実践を行い、もって地域社会全体の健康増進に寄与することを目的とする。

三　縦覧期間　平成十五年八月六日から同年十月六日まで

◉砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北　崎　秀　一

一　試験日時

平成十五年十一月七日㈮午前十時から正午まで

二　試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号　県民情報プラザ

三　受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四　試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1　砂利の採取に関する法令

2　砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五　受験手続

1　提出書類

(一)　受験願書

(二)　写真（受験願書提出前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）　一枚

2　受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六　受験願書の提出方法

山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に直接提出し、又は郵送すること。

七　受験願書受付期間

平成十五年十月六日(月)から同月三十一日(金)までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月三十一日までの消印のあるものは有効とする。

八　合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九　その他

1　試験当日持参するもの

(一)　受験票

(二)　筆記用具

2　疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四二）に問い合わせること。

◉　大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月二十一日まで縦覧に供する。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北　崎　秀　一

一　届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社くろがねや　代表取締役　堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(一)　名称　白根ショッピングセンター

(二)　所在地　南アルプス市在家塚四百七十一番三

2　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社くろがねや　代表取締役　堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号
株式会社オギノ　代表取締役　荻野寛二	甲府市丸の内一丁目十六番四号
株式会社メガネトップ　代表取締役　冨澤昌三	静岡県静岡市曲金六丁目六番五十号

3　大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年四月一日

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万三千八十平方メートル

三　届出年月日

平成十五年七月三十一日

◉大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月二十一日まで縦覧に供する。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北崎秀一

一　届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社サンフーズ　代表取締役　桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百四十五番地

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(一)　名称　御坂ショッピングセンター

(二)　所在地　東八代郡御坂町夏目原字カウド千百十六番

2　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社サンフーズ　代表取締役　桑原孝正	富士吉田市下吉田五千八百四十五番地

3　大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年三月十七日

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千百十五・二六平方メートル

三　届出年月日

平成十五年七月十六日

◉大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月二十一日まで縦覧に供する。

平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北崎秀一

一　届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
角野幹男	中巨摩郡昭和町西条四千百六十九番地
角野壽子	中巨摩郡昭和町西条四千百六十九番地
角野英樹	中巨摩郡昭和町西条四千百六十九番地
秋山等	中巨摩郡昭和町西条四千百三十六番地
久保田由子	中巨摩郡昭和町西条四千百五十四番地
小林一	中巨摩郡昭和町西条四千二百五番地
森田幸雄	中巨摩郡昭和町西条四千百六十五番地
株式会社イトーヨーカ堂　代表取締役　井坂榮	東京都港区芝公園四丁目一番四号

二　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(一)　名称　株式会社トイーヨーカ堂甲府昭和店

(二)　所在地　中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三千百十四番一

2　変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時（年間六十日は午前九時）	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時（年間六十日は午後十時）	午後十一時

刻		
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分（年間六十日は午前九時）から午後九時三十分（年間六十日は午後十時三十分）まで	午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3　変更する年月日
　平成十五年七月三十日

三　届出年月日
　平成十五年七月二十九日

◉開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

　平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北　崎　秀　一

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称
　中巨摩郡昭和町上河東字横田六四一の一、六四一の七、六四一の八、六四一の九、六四一の一〇、六四一の一一、六四一の一二、六四一の一三、六四一の一四及び六四一の一五

二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　甲府市徳行四丁目十五番二十九号　有限会社甲斐地所

◉開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

　平成十五年八月二十一日

山梨県知事職務代理者
山梨県事務吏員　北　崎　秀　一

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称
　中巨摩郡昭和町河東中島字磯部一三五六の三及び一三五六の四

二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　甲府市新田町八番二十八号パークハイム池田三百一　神宮司透友

公安委員会

◉遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年八月二十日までとする。

　平成十五年八月二十一日

山梨県公安委員会
委員長　吉　臭　信　一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要			検定番号
	遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社パイオニア　代表取	回胴式遊技機	スーパー	株式会社	三四〇四五四

締役　野口三次　大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	規則第六条第二号（別表第五）	ハナハナ―30	パイオニア	
株式会社三洋物産　代表取締役　金沢要求　愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一号	ぱちんこ遊技機　規則第六条第一号イ（別表第二）第一種特別電動役物	CRキングパニックM37	株式会社三洋物産	三〇〇三二五
株式会社三洋物産　代表取締役　金沢要求　愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一号	ぱちんこ遊技機　規則第六条第一号イ（別表第二）第一種特別電動役物	CRキングパニックM33	株式会社三洋物産	三〇〇三三二
株式会社三洋物産　代表取締役　金沢要求　愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一号	ぱちんこ遊技機　規則第六条第一号イ（別表第二）第一種特別電動役物	CRキングパニックL32	株式会社三洋物産	三〇〇三三六
株式会社ダイドー　代表取締役　寳田久治　東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	回胴式遊技機　規則第六条第二号（別表第五）	ドンドンキング2	株式会社ダイドー	三四〇四九〇
株式会社ダイドー　代表取締役　寳田久治　東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機　規則第六条第一号イ（別表第二）第一種特別電動役物	CRフィーバーぴくぴくJX	株式会社ダイドー	三〇〇五二〇
株式会社ダイドー　代表取締役　寳田久治　東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機　規則第六条第一号イ（別表第二）第一種特別電動役物	CRフィーバーぴくぴくMX	株式会社ダイドー	三〇〇五七九
株式会社サンセイアールアンドディ　代表取締役　梅村義孝　愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一一番一三号	ぱちんこ遊技機　規則第六条第一号イ（別表第二）第一種特別電動役物	CRお茶の間劇場F	株式会社サンセイアールアンドディ	三〇〇五六七

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番